

議案第 55 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求
める。

1. 令和 3 年度琴浦町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年 6 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

令和３年度琴浦町一般会計補正予算（第２号）

令和　３　年　４　月　５　日

琴 浦 町 長　　小 松 弘 明

令和３年度琴浦町一般会計補正予算（第２号）

令和３年度琴浦町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，５００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，７９７，２５５千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 5 日 専 決

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		509,910	5,500	515,410
	2. 基金繰入金	485,754	5,500	491,254
歳 入 合 計		10,791,755	5,500	10,797,255

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 災害復旧費		571	5,500	6,071
	2. 公共土木施設災害復旧費	11	5,500	5,511
歳 出 合 計		10,791,755	5,500	10,797,255

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

一般 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	509,910	5,500	515,410
歳入合計	10,791,755	5,500	10,797,255

(歳 出)				一 般 (単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10. 災害復旧費	571	5,500	6,071				5,500
歳 出 合 計	10,791,755	5,500	10,797,255				5,500

2. 歳 入

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金 一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	127,000	5,500	132,500	1. 財政調整基金繰入金	5,500	財政調整基金繰入金 5,500
計	485,754	5,500	491,254			

3. 歳 出

(款) 10. 災害復旧費 (項) 2. 公共土木施設災害復旧費

一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
2. 過年発生公共土木施設 災害復旧費	0	5,500	5,500				5,500	14. 工事請負費	5,500	準用河川赤松川河川災害復旧工事 5,500
計	11	5,500	5,511				5,500			